

意見書案第12号

高齢者における医療費窓口負担割合を2割とする改正高齢者医療確保法の
廃止等を求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第13条の規定により提
出いたします。

令和3年10月5日

川崎市議会議長 橋本 勝 様

提出者	川崎市議会議員	宗田 裕之
	〃	大庭 裕子
	〃	渡辺 学
	〃	片柳 進
	〃	石川 建二
	〃	井口 真美
	〃	勝又 光江
	〃	赤石 博子
	〃	後藤 真左美
	〃	小堀 祥子
	〃	市古 次郎

高齢者における医療費窓口負担割合を2割とする改正高齢者医療確保法の
廃止等を求める意見書

高齢者の医療の確保に関する法律の一部を改正する法律、いわゆる改正高齢者医療確保法が、本年6月4日に参議院本会議で強行採決され成立した。

本改正は、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するため、被保険者の後期高齢者のうち一定の所得基準以上のものに対する医療費窓口負担割合を1割から2割へと見直すというものであるが、国民がコロナ禍における様々な経済的困難に直面している状況の中、高齢者への更なる負担増大は受診控えを招き、必要な受診機会を奪うことにつながると指摘されている。

政府は、今回の見直しに当たって、現役世代の負担を軽減することが最も重要な課題であると強調しているが、本改正に伴う令和7年度の給付費全体の軽減効果とされる年間約2,190億円のうち、現役世代が負担している後期高齢者支援金は約830億円と試算されており、これは現役世代の負担を1人当たり月額30円程度軽減することにしかならず、最も削減されるのは国や自治体が負担している公費約1,140億円だと試算されている。

また、我が国における富裕層等の世帯数及び純金融資産保有額は、過去10年にわたって増加傾向にあり、令和元年度の推計では、世帯数約133万世帯、純金融資産保有額は333兆円に上ったと報じられているが、こうした富裕層等に応分の負担を求め、高齢者を含む全世代に対する社会保障の拡充と負担軽減、生活支援に向けた政策こそ実施すべきである。

よって、国におかれては、必要な医療の確保を図るため、高齢者の受診機会を奪う改正高齢者医療確保法を廃止するとともに、少子高齢化社会における今後の医療保険制度を維持するため、富裕層等への応分負担を求める政策を実施されるよう、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣